## 第7回地域産業活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時:令和5年5月18日(木)13:00~15:02

2. 場所:オンライン会議

3. 出席者:

(委員) 岩下直行座長、御手洗瑞子座長代理

(デジタル臨時行政調査会) 金丸恭文構成員

(専門委員) 青山浩子、有路昌彦、小針美和、林いづみ

(事務局) 林規制改革推進室長、辻規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官(ヒアリング出席者) 農林水産省:山口水産庁漁政部長

農林水産省:藤田水産庁資源管理部長

農林水産省:五十嵐水産庁漁政部加工流通課長

農林水産省:水川水産庁資源管理部管理調整課長

農林水産省:中平水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室

長

農林水産省:永田水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室長 農林水産省:城崎水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室長 農林水産省:戎井大臣官房新事業・食品産業部食品流通課卸売市

場室長

セブン&アイホールディングス: 尾崎シニアオフィサー サステナビリティ推進部

セブン&アイホールディングス:馬渕担当 セブンプレミアム開 発戦略部

イオンフードサプライ株式会社:山本部長 経営企画部 株式会社シーフードレガシー:花岡代表取締役社長

## 4. 議題:

(開会)

改正漁業法の制度運用の適正化(資源管理)について (閉会)

## 5. 議事概要:

○事務局 それでは、時間になりました。第7回「規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日はウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いいたします。なお、会議中は雑音が入らないよう、マイクアイコンでミュートにしていただくようにお願いします。御発言の際はミュートを解除して

御発言いただき、御発言後は再度ミュートにしていただくよう御協力をお願いいたします。 本日は、デジタル臨時行政調査会より金丸構成員にも御出席いただいております。

以後の議事進行につきましては、岩下座長にお願いいたします。

○岩下座長 それでは、議題に入ります。議題は、「改正漁業法の制度運用の適正化(資源管理)について」です。本日の議題は、公開した場合に率直な意見交換などが不当に損なわれるおそれがあると考えられます。つきましては、規制改革推進会議運営規則第2条第4項を準用し、議事及び会議の資料は非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## (首肯する委員あり)

〇岩下座長 なお、最終的には差し支えのない範囲で公表を行いたいと思います。御了解 ありがとうございます。

それでは、本日は農林水産省からTAC魚種拡大に向けたスケジュールの進捗状況、クロマグロに関する資源管理や青森県大間産クロマグロの漁獲量未報告事件を踏まえた管理の在り方等についてヒアリングを行います。

また、持続可能な調達方針の達成に向けた取組についてお話しいただくべく、セブン&アイホールディングスサステナビリティ推進部シニアオフィサーの尾崎一夫様、セブン&アイホールディングスセブンプレミアム開発戦略部担当の馬渕悠人様、イオンフードサプライ株式会社経営企画部長の山本泰幸様に御出席いただいております。

最後に、クロマグロの漁獲報告体制の厳格化・流通規制の導入等の必要性についてお話をいただくべく、株式会社シーフードレガシー代表取締役の花岡和佳男様に御出席いただいております。

それでは、まず農林水産省より20分程度で御説明をお願いいたします。

○藤田部長 水産庁資源管理部長の藤田でございます。

それでは、早速資料に基づきまして御説明をいたします。

まずはTAC制度の概要について説明いたします。スライド1を御覧ください。改正漁業法に基づく新たな資源管理の流れを示してございます。左下に示す漁獲・水揚げ情報やその上の資源調査結果を基に、研究機関が独立した形で資源評価を行います。その結果を基に、右上から右下にかけまして、関係者が議論して資源管理の目標を定め、また、目標をどのような道筋で達成するのか、「漁獲シナリオ」と呼んでいるものを策定いたします。そして、毎年のTACは、あらかじめ決めました漁獲シナリオと毎年の資源評価結果を基にほぼ自動的に定められるということになります。

スライドの2を御覧ください。このスライドと次のスライドでは、MSYという概念について説明します。水産資源は産卵や成長によりまして毎年増加し、増えた分だけ漁獲することで持続的に利用することが可能です。ただ、毎年どの程度増えるかは海の中にいる魚の量によって変わってしまいます。魚が少ない場合は親となる魚も少ない状態なので、増える量は少なくなります。ただ魚が多ければよいというわけではなくて、多過ぎると餌の競

合などで逆に増える量が少なくなってしまいます。漁獲によって適度に間引くと、増える 量、すなわち漁獲できる量も最大になると考えられています。

これがMSYの概念でして、今の説明をグラフで示したものが次の3ページのスライドになります。MSYは最大持続生産量の略語でして、放物線が示されている図を見てください。 横軸が資源量を表しておりまして、縦軸が回復量、つまり毎年漁獲できる量を表します。 この図のアルファベットのCダッシュで表した赤い両矢印の部分が最大の回復量を示しておりまして、これがMSYということになります。また、そのMSYを実現する資源量がCということになります。

スライドの4を御覧ください。TACでは、管理の目標を実現するように毎年の数量を定めます。以前は乱獲とならないぎりぎりの資源状態を目標に置いておりましたけれども、改正漁業法に基づく現在のTAC制度では、MSYを実現する資源量まで回復・維持することを資源管理の目標としてございます。

スライド5を御覧ください。このように設定されたTACは、大臣が許可を出している漁業種類や都道府県ごとに配分いたしまして、それぞれが配分数量を超えないように管理を行うことで全体のTAC管理を行っております。配分に当たりましては、過去の漁獲実績を基礎としております。過去の漁獲実績が少ない都道府県につきましては、現行の水準であれば資源に与える影響は少ないとして、目安の数量に収まるように隻数、操業日数などを通じて管理を行うこととしています。

また、TACの一部として留保枠という予備の枠を設けまして、全体のTACの超過防止のための安全弁としたり、一部地域に予期せぬ漁場形成があった場合に追加で配分を行う仕組みも設けております。

以上がTAC制度の概要になります。

スライド6を御覧ください。次に、TAC魚種拡大の進捗状況についてお話をいたします。 このスライドは、TAC魚種拡大に向けた検討のプロセスについて示しております。最初のス テップが、資源評価結果の公表です。最近では、関係者の御要望を受けまして、公表後速 やかに資源評価結果の説明会も開催してございます。

2つ目のプロセスといたしまして、資源管理手法検討部会を開催し、各魚種について知 見のある代表の方に集まっていただきまして、拡大に向けた意見や論点を整理してござい ます。

次に、3つ目のプロセスといたしまして、検討部会の場で整理された意見や論点を基にステークホルダー会合を開催します。複数回開催いたしまして、ここでは管理目標や漁獲シナリオ、検討部会で整理された論点への対応について、誰でも参加できるオープンな場で議論を行います。ステークホルダー会合でTAC化の賛同が得られれば、水産政策審議会への諮問・答申を経まして、資源管理基本方針にTAC魚種として追記するということになります。

スライドの7を御覧ください。TAC候補種それぞれについて、今御説明した検討プロセス

の進捗状況を示しております。一番左の列が資源の名前となりまして、右側に向かって順番に先ほどの検討プロセスが進んでいくという形になっております。現在のところ、全ての資源につきまして資源評価結果を公表しており、うち23の資源につきましては、資源管理手法検討部会を開催済みでございます。さらに、8の資源につきましてはステークホルダー会合を開催済み、または近日開催予定という状況でございます。

一番上にございますカタクチイワシ対馬暖流系群、ウルメイワシ対馬暖流系群につきましては、本年2月の第2回ステークホルダー会合の結果を受けまして、令和6年1月からのTAC管理開始に向けて、現在、準備を進めているという状況でございます。

続きまして、大間事案を踏まえた太平洋クロマグロ管理の在り方について御説明をいた します。資料2を御覧ください。

まず、1ページ目でございます。クロマグロは、マグロ類の中でも最も高級とされまして、本マグロとも呼ばれます。太平洋クロマグロと大西洋クロマグロの2種類がありまして、このうち太平洋クロマグロは太平洋の東西に広く回遊します。日本列島の周辺が主要な回遊区域、または産卵場であることから、1年を通じて日本の様々な地域で漁獲されるというものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。太平洋クロマグロの漁獲状況を国別に見ますと、太平洋の西側と東側でそれぞれ沿岸国が漁獲をしておりますけれども、その多くは日本の漁獲ということになっております。世界全体では、漁法別に見ますとまき網の漁獲が多くなっておりますが、それ以外にも様々な漁法で獲られているという状況でございます。

続いて、3ページを御覧ください。先ほど申し上げたとおり、我が国におきましては、全国津々浦々、様々な漁法で太平洋クロマグロが漁獲されます。代表的な漁業をこちらにお示ししておりまして、左からはえ縄、まき網、釣り、曳き縄、定置網などで漁獲されます。また、各漁業の規模を記載しておりまして、沿岸漁業である釣りや曳き縄は約1万7,000隻、定置網は1,800ヶ統と、多くの業者によって漁獲されてございます。

続いて、4ページを御覧ください。我が国の漁獲データと貿易統計等から日本市場へ供給されるクロマグロの供給量を推計したものになってございます。約半分は日本漁船や日本の養殖場からの供給になりますが、残りの半分は輸入により賄われ、地中海沿岸国における大西洋クロマグロの養殖からの供給が多くなってございます。

次のスライドを御覧ください。太平洋クロマグロの国際的な資源管理についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、太平洋の全体に広く回遊しますので、西側の海域をWCPFC、東側をIATTCという国際機関で互いに協力してこれを管理してございます。国別に漁獲条件を設定して管理することで、一時期は資源状況が悪化してしまった太平洋クロマグロ資源を回復させようとしている途上でございます。

続いて、6ページを御覧ください。ここでは同じクロマグロでも大西洋クロマグロの資源管理の状況について御紹介をいたします。大西洋を管理いたしておりますICCATによりまして、やはり国別の漁獲上限が設定されてございます。我が国では、遠洋漁業である遠

洋マグロはえ縄漁船のみがこの魚種を漁獲しておりまして、2022年には46隻がこれを漁獲 しています。

続いて、7ページを御覧ください。我が国の遠洋マグロはえ縄漁船の大西洋クロマグロの漁獲管理について御紹介いたします。日本としての漁獲上限はICCATにより設定されておりますが、我が国では漁船ごとの漁獲割当てを行った上で、一尾ずつタグ付による個体番号表示、船からの水産庁への毎日の漁獲報告、さらには陸揚げできる港を限定いたしまして、水産庁の検査官が全ての陸揚げを対象に検査を行うという管理を行ってございます。対象漁船が遠洋マグロはえ縄漁船だけであり、隻数も46隻と限定的であることから、このようなきめ細かな対応が可能となってございます。

続いて、8ページを御覧ください。太平洋クロマグロの国内管理について御説明をいたします。国内では、2015年1月からWCPFCの保存管理措置に基づきまして、小型魚の自主的な数量管理を開始いたしました。その後、2017年に漁業法を改正する前のTAC法、つまりここでは資源管理法ですけれども、これに基づきましてクロマグロをTAC対象種に追加いたしまして、2018年から資源管理法に基づく数量管理、いわゆるTAC管理を開始いたしました。その後、2021年から改正漁業法に基づく管理へ移行した上で、2022年からは一部の大臣許可漁業におきまして、船舶ごとに数量を割り当てるIQ管理も開始したという状況でございます。

続いて、9ページを御覧ください。現在のTACの仕組みでございます。資源管理は先ほども説明いたしましたように、資源ごとに目標を設定いたしまして、その目標達成を目指して管理を行うということでございます。このため、国でまず資源管理の目標や管理の手法等を記載した資源管理基本方針を策定いたしまして、都道府県では都道府県ごとの資源管理方針を策定いたします。そして、国は基本方針に即して都道府県等へ漁獲可能量を配分いたしまして、管理が開始されます。

漁獲量の報告につきましては、IQ管理を除きまして、法第30条により採捕者に報告義務が課せられております。その報告期限は、通常は陸揚げ日の翌月10日までということになってございます。また、漁獲の積み上がりに応じまして、漁獲可能量を超過しないよう採捕の停止、その他必要な命令が発出されるということでございます。

続いて、10ページを御覧ください。太平洋クロマグロの国内配分は、関係漁業者や有識者を委員といたします水産政策審議会で取りまとめました「配分の考え方」に従いまして、沿岸漁業へ配慮しながら配分しております。令和4管理年度と令和5管理年度の各区分への当初配分は、この表にお示ししたとおりでございます。

太平洋クロマグロは太平洋を広く回遊することもありまして、年によって各地域への来遊状況が異なるということから、漁期中は都道府県間等、あるいは大臣管理漁業等もそうですけれども、融通を促進しておりまして、我が国漁獲枠の有効活用を図るということに取り組んでおります。

続いて、11ページを御覧ください。このように、我が国の漁業関係者の協力も得まして

資源管理に取り組んできた結果、資源は回復基調にございまして、WCPFCが定めました暫定の回復目標は2019年に達成いたしました。直近の2020年の親魚の資源量は約6.5万トンでございまして、次期回復目標である資源量の20%、これがいわゆるMSY水準に相当しますけれども、これはまだ大きく下回った段階にございまして、回復途上にあるということでございます。

しかしながら、このまま順調に回復が進めば、2023年には次期回復目標を達成するということが見込まれている状況でございます。

続いて、12ページを御覧ください。こうした資源の回復状況を踏まえ、2021年のWCPFC年次会合におきましては、2022年以降の大型魚につきまして15%の増枠が決定され、日本の大型魚の漁獲枠は4,882トンから5,614トンということで、732トン増加いたしました。

続きまして、大間事案の概要と国の対応の検討状況について御説明いたします。13ページでございます。昨年までの動きでございますが、令和3年8月に、水産庁に対しまして、青森県大間からのクロマグロが安値で大量に流通しており、漁業法に基づく漁獲量の報告が行われていないことが疑われるという通報がございました。このため、青森県に対して事実確認等の依頼を行ったところでございます。

これを受けまして、青森県は調査を行いまして、昨年の8月に令和3管理年度に55.7トンの未報告漁獲があったとして、水産庁に漁獲実績の追加を報告いたしまして、その年の11月、水産庁は青森県の漁獲枠の超過分等16トンを令和4管理年度の青森県漁獲枠から差引きをいたしました。

続いて、14ページを御覧ください。今年に入ってからの動きでございます。青森県警が2月7日に漁業法の漁獲報告義務違反の共同正犯といたしまして、産地仲買2社の社長を逮捕するとともに、3月10日には当該社の社長の起訴、これらの社長と共謀した22名等の略式起訴が決定されております。なお、起訴された未報告数量は74トンとなっております。その後、同月中に略式起訴された漁業者22名等に対しまして罰金の略式命令が出されたほか、5月9日には、この産地仲買2社の社長の初公判が行われたところでございます。

続いて、15ページを御覧ください。国におきましては、今般の事案の発生も踏まえまして、今年3月から太平洋クロマグロの主要な陸揚げ港におけるTAC報告等の状況の確認調査を実施しているところでございます。調査は現在も継続中でございまして、現時点で各港等から聞き取った内容は別紙に記載しておりますけれども、この確認調査で判明した主な問題点は3点でございます。

第1は、大間事案でも問題となりました通常の陸揚げ時間や通常の陸揚げ場所以外で陸揚げする場所なども含めまして、TAC報告を裏づける陸揚げ状況を確認する手段が不十分であること。

第2点でございますけれども、大間事案で青森県の調査に時間がかかっておりますように、取引の単位が個体ごとの場合、30キログラム以上の大型魚だと普通は個体ごとに取引されているようでございますが、その取引伝票と漁獲枠管理のための総量として漁獲量を

報告させるTAC報告内容との照合が困難でございまして、行政による事後の個体ごとの採 捕の適法性の迅速な確認が困難であるということでございます。

第3点目でございます。流通段階におきましては、取引関係者による取扱物の採捕の適 法性を確認する手段が口頭に限られておりまして、流通が複雑になるほど裏づけも困難で あるということでございますので、国といたしましては、今般のような事案の発生は太平 洋クロマグロの管理に対する国際的な信用を傷つけかねないと考えておりまして、ただい ま申し上げました問題点も踏まえながら、今後、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監 視や制度の在り方も含めまして、再発防止や管理の強化をしっかりと検討してまいりたい と考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございました。

続いては、セブン&アイホールディングスより5分程度で御説明をお願いいたします。 ○尾崎シニアオフィサー 本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。 セブン&アイホールディングスのサステナビリティ推進部の尾崎と申します。

今日はもう一人、商品部から、弊社のグループのPB商品セブンプレミアムの水産担当の 馬渕と一緒に参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○馬渕担当 よろしくお願いします。
- ○尾崎シニアオフィサー 最初に簡単に弊社の説明をいたします。皆さんも御存じだと思いますので短くいきますが、私どもはセブン・イレブンを核とした食を中心としたグループでございます。営業収益は、直近の年度では年間で約11兆円という会社でございます。

国内で私どもの会社のお店に来店されるお客様は、全て合わせますと1日に大体2,210万人になります。計算上ですけれども、日本の人口は1億2,000万ですので、6人に1人が毎日どこかの私どものグループの会社に来店いただいているということで、これは非常にありがたい話です。

私どもでは、2014年にこの持続可能な調達方針を作りました最初は簡単な短い文章でしたが、昨年4月にこの持続可能な調達原則・方針を改定しました。改定をする中で、今まではトータルでこういった方針といったものだったのですけれども、下のほうにあるように、農産物や水産物といった分野別の方針も作り、持続可能な調達の取組も進めています。

もう少し具体的な取組を紹介すると、2018年から、これはPBの商品ですけれども、MSC商品の品ぞろえを開始し、今は25アイテムぐらいがこのMSCの商品で展開をしています。2019年からASC認証の商品、それから2020年からMELの認証商品も、プライベート商品を中心に展開をしています。

次のページに行きまして、グループの中には店内調理を行うイトーヨーカ堂やヨークベニマルといったいわゆるスーパーストアセクターがあります。22年度は全店でMEL、MSC、ASCのCoC認証の取得を完了しました。今年度は、ピースデリといういわゆるグループ店舗向けの食品の製造工場がこの春に立ち上がりましたが、この工場でも既にMELのCoC認証は

取得済みでございまして、年度内にMSCやASCについてもCoC認証を取得していこうという 段階でございます。

グループのことはさておき、今回のいわゆる水産資源の法制化ということについての当社の見解というところをお話しさせていただきたいと思います。基本的に、この法制化は推進をしていただきたいと考えています。今現在、御説明したように、社会からの要請であるとか、我々もやらなくてはいけないという思いで、調達方針を作ったり、お取引先様にもお取引先様行動指針という形でお願いをしています。いずれにしても企業が自主的に作って、こういった持続可能な調達であるとか、水産エコラベル等の認証制度の活用というのを現状進めているわけですが、一方で、お客様が本当に水産資源の枯渇ということに対して危機感をどのくらい持っているのかというと、まだまだ低い状況だと考えています。

認証のマークのついた商品が購入を左右するかというと、当然そういったところを見て 御購入いただくお客様もいるとは思うのですけれども、まだまだ少ないというのが現状だ と思います。

法制化することによって何が変わっていくかというと、一つは消費者の意識の醸成や行動変容につながっていくと思います。これは例ですけれども、レジ袋というのは今、有料になってものすごく効果が出ているわけですけれども、私どもも、一緒に参加しているイオンさんも10年以上前から自主的に有料化というのをやっていました。今回、国が法制化することによって、辞退率8割というお客様の行動変容につながっていると思います。

もう一つは、法制化することによってサプライチェーンの中でトレーサビリティがもっと確立されていくことによって、結果的にはIUUの排除にもつながっていくと考えております。

ただし、私が言うのもおこがましいのですが、日本の漁業事業者は独立した経営者が多く、一方的な規制ではなくて、漁業に携わる人に負担が少なくて事業として成り立つような法制化というのをお願いしたいなと思います。

また、先ほどTACの魚種拡大の話も出ていましたけれども、認証制度のコストが、こういった魚種が拡大することで減るということも想定されます。そうなれば、企業にとっても漁業従事者にとっても非常にメリットになっていくと思っています。実際はメリットだけではないと思いますけれども、総じて我々は法制化の特に魚種の拡大やトレーサビリティの強化というところはぜひ推進していただきたいなと考えております。

以上になります。

○岩下座長 ありがとうございました。

続いて、イオンフードサプライ株式会社様より5分程度で御説明をお願いいたします。 〇山本部長 イオングループでございます。

御覧の写真は、イオンのお店で販売している持続可能な調達方針に準じた天然魚を原材料とした惣菜や刺身、すしなどの一部の商品です。MSC認証ラベルにより可視化された天然魚は21魚種、ASC認証ラベルで可視化された養殖魚は10魚種と、かなりの割合で調達が持続

可能なものにシフトしています。

MSC、ASCのトレースフォアードの仕組み、流通・加工ライセンスのCoC認証の範囲は、イオングループで小売13社1,487拠点、輸入・製造・物流で64拠点となっています。企業が持続可能な調達方針に基づいた調達を充足させるためには、サステナブル認証制度だけでは難しく、まず、コンプライアンスに関わる部分を法律のフィルターにかけていただきたいと考えております。生活者は食に対しておいしいと安心できるとのニーズがあります。安心は安全信頼の下、生活者に提供する全ての商品に付加されるものでなければなりません。安心を担保できないものは、提供しないことが原則となります。決してお店の店頭で消費者に選択させるべきものではなく、店頭に並ぶ全ての商品が安全・安心なものでなくてはなりません。そのために、企業は持続可能な調達方針を定め、第三者認証とサプライヤー行動規範により安心を担保する体制を築いてまいりました。イオンでは、その体制が稼働して17年が経過しました。

しかし、天然魚では多くの魚種をカバーできるには及んでおらず、IUU漁業を含む社会的課題を水産流通適正化法のフィルターにかけ、小売店等で販売する天然魚の大半をカバーしていただくことが有効だと考えています。水産流通適正化法の対象魚種が拡大し、トレーサビリティが確立された際、消費者や流通へ期待される効果が次の3点となります。

1つ目が、天然魚が消費者の安心・信頼できる食材となります。右下の図の中で、日本でも顕在化するIUU漁業も含む社会的課題への不安のリスクヘッジとなります。

2つ目は、トレーサビリティの確立により、責任ある持続可能なサプライチェーンが出来上がります。

3つ目は、サプライチェーン全体最適化の中で、漁業者から消費者まで各段階の安全・ 安心に関わるコストが削減できます。

次をお願いします。日本で欧米の大手小売と同様の方針を同時期に公表しているイオンを例に挙げます。天然魚の基準としてMSC認証制度を日本で最初に本格的に導入し、1年の準備を経て2006年に販売を開始しました。養殖魚も同様に2014年、世界の最初の認証サーモンの販売より開始いたしました。2011年、サステナビリティ基本方針、2014年、水産物調達方針を公表いたしました。その際、持続可能な商品の販売、違法な取引の排除、トレーサビリティの確立、定期的なリスクの評価の中で、IUU漁業から漁獲されたものの非販売も掲げています。社会的課題は2003年制定のイオンサプライヤー取引行動規範の運用から開始しています。

次をお願いします。イオンの水産物では、責任ある持続可能なサプライチェーンの構築を目指してまいりました。正しく生産されたものを第三者認証で担保にし、サプライチェーン上を正しく流通させ、店頭で正しいもののみを消費者に提供するという考え方です。最も重要としているのはトレースフォアードであり、不正なものがイオンのサプライチェーンにのらない仕組みをつくってまいりました。特に2014年以降、人権問題が発生した際は、取引先のタイ・ユニオン社、CP社等に取引継続を条件として改善を促しながら、認証

プログラムを導入している養殖場や企業に切替えも実施し、管理してまいりました。

次をお願いします。責任ある持続可能なサプライチェーンを構築し、生産者から消費者までのサプライチェーンを最適化すること、すなわちサプライチェーンマネジメントを確立することで安心・信頼に関わるコストを吸収しています。認証プログラムが難しい国内漁業の天然魚に関しては特にトレーサビリティが必要となってきますが、商流・情報流の中で運用し、生産性を上げることで、サプライチェーントータルコストが下がることになります。

次をお願いします。イオンは、東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、22競技場の施設に持続可能性に配慮した調達基準を満たした食材を提供いたしました。半年間で持続可能性に配慮した調達基準に適合した農産・水産・畜産等の原材料を準備することは、ふだんイオンで販売している持続可能性に配慮した食材を使うことで可能となりました。このことから、日本でも既に欧米大手企業との差はないことを御理解いただけるかと思います。

最初に申し上げましたとおり、企業が持続可能な調達方針に基づいた調達を充足させる ためには、サステナブル認証制度だけでは難しく、まずコンプライアンスに関わる部分を 法律のフィルターにかけていただきたいと思います。

次をお願いします。イオンは、豊かな水産物を次の世代につなげることを目的として、「Fish Baton」を掲げております。

以上で発表を終わります。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

続いて、株式会社シーフードレガシー様より10分程度で御説明をお願いいたします。

○花岡代表取締役社長 ありがとうございます。シーフードレガシーの花岡です。今日は よろしくお願いします。

まず、このイシューは、今回の大間のクロマグロの事件によって明るみに出てハイライトされているというところがありますけれども、決して問題はクロマグロのところを解決したら全てが解決されるわけではない。これはほんの氷山の一角で、より本質的なところはもっと深くに眠っているのだというところのお話をさせていただければと思っております。

次のスライドをお願いします。まず、そもそものイシューですけれども、もう皆様も御存じのとおり、水産資源が枯渇していってしまっているというところです。一方で、世界の食料需要はどんどん大きくなっていってしまっているという中で、過剰漁業で世界の海洋水産資源の枯渇化が進行してしまっているという現状です。

今、世界の海の水産資源の30%強が過剰漁獲の状態、獲り過ぎの状態で、約60%が満限利用、これ以上獲ることができない状態で、MSYのぎりぎりという考え方です。なので、資源が安定状態なもの、もっと獲っても大丈夫と言われているのは、今は10%弱しかないという現状です。

なぜ過剰漁獲が進んでしまっているのか、その主因の一つとされているのがIUU漁業です。違法・無報告・無規制漁業の略でIUUと呼んでいます。これが水産資源の持続可能な利用への深刻な脅威となっています。世界の漁獲量の13%から31%なので、3分の1が違法や無報告で漁獲されているという推定があります。また、これは2015年のものですけれども、日本に輸入された天然水産物の $24\sim36\%$ 、これも約3分の1が違法・無報告で漁獲された可能性があるという推計があります。

世界ランキングのIUUフィッシングインデックスというもので、日本は152か国中ワースト12位になっています。これはよりたくさんの魚が日本で獲られたものだけではなくて、多くのIUUのリスクのある地域から輸入されているというところも含めてのリスクがこのような結果になっていると言われています。

この課題を解決していくための日本が持つ3つの役割、ポテンシャルとしてここに3つ書かせていただきました。

一つは世界で3番目に大きい水産輸入市場であること。今、国内消費量の約半分が輸入により賄われています。欧米日の水産マーケットで国際流通されている水産物の3分の2がこの3つの市場で消費されているというデータがあります。

2つ目、世界で8番目に大きな排他的経済水域を持っている。特に北西太平洋、中西部太平洋は生産量が世界の海でナンバーワンとナンバーツーに多い海域で、そこで日本はメインで漁業をしていると同時に、水産庁の藤田様からの報告にもありましたけれども、主要なRFMO、地域漁業管理機関全てに加盟していて、特に北西太平洋のNPFCや中西部太平洋のWCPFCで主導的な役割を担われているということがあります。

次のスライドをお願いします。先ほど藤田さんもおっしゃられていたみたいに、これは2月10日の農水大臣のコメントですけれども、今回のクロマグロの件を受けて、このままだったら国際的な信用を失っていくということをおっしゃっていました。冒頭にもお伝えしたとおりに、これは決してクロマグロだけの問題ではなくて、日本でこんなに分かりやすいIUUが国内でも発生しているのだということが世界にばれてしまっているという状態です。だから、世界の信頼をこれ以上失わない、回復していくためには、クロマグロだけではなくてそのほかの魚種においても包括的なシステムとして確立していくというところが求められますし、国際的な信用もそうですけれども、本質的に魚を獲り続けることができるかどうかというところにおいてもそのシステムの構築が急がれるところです。

次のスライドをお願いします。IUU漁業に関連する世界の潮流について簡単にお話をさせていただきます。そもそもIUU漁業はSDGsの14.4にも位置づけられています、国際社会の共通重要課題です。その中で日本は、議長を務めた2019年のG20大阪サミット首脳宣言などでIUU漁業対策の重要性を明記しています。

さらに、先ほどセブン&アイ様もイオン様もおっしゃられていましたけれども、国内外の大手の小売業様たちはIUU漁業に由来する水産物をサプライチェーンから排除したいのだということで調達方針を策定されたり、トレーサビリティを確立されたりというボラン

タリーな取組をされている。

一方で、このボランタリーなサプライチェーンを通じた取組、民間企業の努力というのには限界があるので、政策でカバーしてほしいということは多くの小売の企業様からお話を伺っております。また、それだけではなくて、そういう小売様に水産物をサプライする水産企業のところも同じような主張であります。

世界の大手水産関連企業10社が加盟しているSeaBOS(Seafood Business for Ocean Stewardship)というプラットフォームがありますけれども、日本からはマルハニチロ様、ニッスイ様、極洋様の3社、あとはCermaqという世界で最大のサーモン養殖企業も三菱商事様の傘下ですので、実質的に4社がここに関わっているわけです。それらの企業が関わっていらっしゃるSeaBOSというところでも、IUU漁業を撲滅させるのだというコミットを出されています。具体的に、自社のオペレーション、加盟各社のオペレーションにおいて、IUU漁業、強制労働、児童労働への関与がないことを確認していく。さらに、外部からの調達においてもサプライチェーン上の問題への対応策を講じるということをおっしゃられております。

これまでは流通の部分でのお話でしたけれども、それに加えて、生産において日本政府は国産水産物を輸出していくのだということを今、戦略に置いていますけれども、IUU漁業対策を国内の漁業においても強めていく、確立させていくというところは海外市場進出のためのパスポートとなっています。

IUU漁業対策としての輸入規制は、EUは基本輸入をしている全魚種を対象にしていて、IUUに関与していないことを証明しないとEUマーケットには輸入することができないという制度があります。アメリカでも、輸入の60%を占める13種を対象としてIUU漁業対策の輸入規制が行われています。これらを受けて、世界で3番目に大きい生産輸入市場である日本でも、IUU漁業対策の対策制度として水産流通適正化法というものが去年の12月に施行開始されました。この先、オーストラリアや韓国など複数の国や地域でもIUU対策としての輸入規制を検討しているという話も聞いています。ですので、グローバルマーケット自体がIUU漁業者のものでないことを証明しないと市場に入っていけないというマーケットはこれからますます大きくなってくるという状態です。

次のスライドをお願いします。そこで、ツールとしての改正漁業法と水産流通適正化法についてお話をさせていただきます。まず、実際に改正漁業法の施行が始まってから令和5年度までというところで、新たな資源管理推進に向けたロードマップというものが水産庁様によって作られて公表されています。そこには幾つか内容があって、資源管理対象の魚種を200種類程度に拡大していく、水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備していく、漁獲量ベースで約8割をTAC管理にする、メインをTAC魚種としてそこにIQを導入していく。さらに、TAC魚種以外、8割以外の残りの2割のものも資源管理協定というものを進めていくということをロードマップに掲げられています。

また、水産流通適正化法は昨年12月に施行が開始されたもので、これも2年ごとに見直

しがされるものだと書かれていますけれども、まず対象魚種は国産で3種、輸入で4種、 国産においてはその流通の部分の対策としては漁獲証明などの届出・伝達、取引記録の作成・保存というものが義務づけられた。輸入においては輸入規制がされた、輸入するもの に漁獲証明書がついてこないと輸入できないものになってきたというところです。さらに、 電子システムの構築を支援しますということが書かれてあります。

ここで御提案させていただきたい点ですけれども、先ほどお伝えしたように、クロマグロだけではなくて全体的な問題を解決するためにというところでは、まずは改正漁業法のロードマップにおいても、水産流通適正化法においても、間もなくの見直しの時期を迎えるようになります。例えば改正漁業法ですと、今回のクロマグロもそうですけれども、水揚げ情報を電子的に確実に収集する体制の整備をするということが書かれてありましたけれども、まだ実際にはそれがされていないというのが今回のクロマグロで分かったところだと思います。

また、漁獲量ベースで8割のTAC管理となっていますけれども、もうすぐカタクチイワシということは先ほど藤田様からも伺いましたけれども、現状では、漁業法が新しくなってからTACは一種類も増えていないというところです。そういうところで達成できていないところもたくさんあるので、新しいロードマップを敷くことが大事だと思います。達成できないからもうロードマップを敷くのをやめるということではなくて、次の対策を練って、次のロードマップをちゃんと作っていき、時間と目標を明記するというところが大事だと思います。その際には、生産者側だけではなくて流通者側、今回のコメントを発表されている2社もそうですけれども、そういった流通者側の声を同等に聞く機会をぜひ提供していただきたいと思います。

TACやIQ管理の魚種は拡大する必要がありますし、水産流通適正化法の対象魚種も拡大する必要があると思います。国産3種、輸入4種が今の水産流通適正化法の対象だと御紹介させていただきましたけれども、これは国内の部分ではすごくマイナーな魚種ですし、国際的なものにおいてもあまりにも全体の中のパーセンテージが少ないなと思っております。EUは全魚種、アメリカも60%ということが現状なので、そういったものを目標とした魚種拡大が必要だと思います。

さらに、クロマグロは太平洋も大西洋も含めてですし、マグロ全般、あるいはそのほかの日本に多く入ってきているタコやタラ、サーモンといったところも対象に入れていくことが必要だと思います。

次のポツ、国産と輸入の部分は、報告の厳格さ、信頼性の確保とオンタイム性の向上というところが大事だというのは水産庁様も先ほど御指摘されていたとおりだと思います。 クロマグロだけではなくて全てにおいて、あとオンタイム性と書かせていただいたのは、 やはり電子化の動きを早めるべきだと思っています。

最後のところ、報告されたものや適法に漁獲されたものが容易に判断される、それ以外 が流通されない制度・システムの構築が大事だと思います。これはイオン様もおっしゃら れていましたけれども、最終的には消費者がいちいちチェックしなくても安心してお店に あるもの全て、日本に売られているもの全てを安心して買えるような状態がつくれること が理想だと思いますし、そのための取組をこれからも水産庁様を中心として政府にお願い したいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○岩下座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。御発言の際には「手を挙げる」という機能で手を挙げていただきましたら、こちらから指名をさせていただきます。「手を挙げる」機能が働かないなどの場合は画面を通じて手を挙げていただくなどの意思表示をお願いします。なお、時間に限りがあるため、御発言いただく際には手短にお願いいたします。いかがでしょうか。

有路専門委員、お願いします。

○有路専門委員 水産庁の藤田部長、セブン&アイ、イオン、そしてシーフードレガシー の花岡様、どうもありがとうございました。

今、私から質問というか、コメントをさせていただきたいと思います。特に水産庁の藤田部長の御報告の中でいろいろと現在取り組まれているTACの指定について等というところの流れなのですけれども、全体的にスケジュール的なところでいろいろと困難な部分があるのでしょうし、思うようにいかないところというのは実際に実行していったら出てくるものだとは思うのですが、それに対してスケジュールがちょっと遅れていく場合は、それをどうやってスピードアップさせるような手段があるのかというところは早々に原因を特定できるのであればしていただいて、対策をしていったほうがいいのではないかと思うところです。

一方で、当然ですけれども、特にMSYは理論的にはすごく標準的なものではありますが、以前から申し上げているように、日本の資源管理のもともとのベースはアダプティブマネジメントなので、その科学的水準は高いものです。地方水産試験場の方々や水研機構の先生方等は、当然水産庁の皆様と連携して科学的な分析を積み重ね、TACといいますか、ABCなりというものが決められていくとは思うのですけれども、スケジュール的にもある程度間に合わせていこうとしていく上で、やはり一つ重要なのは、科学的水準を下げないというところが重要かなと思いますし、もう一つ重要なのはコストです。やはり資源管理というのは調査も含めて非常にマンパワーがかかってお金もかかることなので、限られた予算の中でとにかくスケジュールだけ間に合わせるということではなくて、スケジュールもとても大事なことですけれども、お金が足りないのであれば、それは国民にとって必要なことであるということで、予算申請のときにおいても資源管理の部分の拡充というところで地方水産試験場の方々なども資源の調査ができるようにするという働きかけというものは、水産庁の皆様は実務者の皆様なので、実務者の立場から声を上げていただきたいなというのが一つございます。

あと、全般的なところになりますと、イオンの山本様も言われていましたけれども、要はもともとIUUで漁獲された魚が流通されている現状の中で調達をするというスクリーニングの問題というのがあって、加工・流通業者、あるいはエンドユーザーである量販店の皆様がそこで識別をしていくというのはかなり容易ではない、あるいは非常にCoC認証も含めてコストがかかる、あるいはトレーサビリティのシステムをつくるのは民間だけではコストがかかるというところになると、やはりそこは法制度的なところで厳格化することによって、言い方は悪いですけれども、コストを下げることにはつながりやすいと考えます。要は違法行為を行うことの経済的インセンティブが、罰則が大きいので下がるということをうまく利用するとか、こういう政府がやれることと、民間がやれることというもののバランスをうまく取りながら効果的な取組を進めていくことはできないものだろうかと思うところです。

あと、最終的なところとして、これもセブン&アイのほうもイオンさんも同じことを言われていましたけれども、結局消費者の皆様にとって、現在、エコラベルというのは付加価値たり得ないので、エコラベルを取ったからといって高く売れるわけではないと思います。私もいろいろ関わってきた中でもそれは強く感じるところではあるのですが、それは結局コストがかかってエコラベルをする、でも、エコラベルは結局識別性を担保するものでしかないという状況でありますと、結局消費者側にエコラベルの物を消費する効用がなければ付加価値にならないと考えます。したがって啓蒙になってしまいますけれども、消費者がこういう状態だからこそ、例えば資源管理にはプラスアルファのコストがかかるのですよという理解がどのように進むようにしていくかというと、一つは広報であるとか、あるいは教育というものに盛り込んでいくということがとても大事になってくると思います。

教育者の立場で物を言うと、こういう資源が枯渇していることに対してどうかというものを教えるようなものというのは実は十分ではなくて、大学に入ってようやく教えてもらえる、あるいは学校の社会科の中で資源がなくなっていっているみたいな話はありますけれども、危機的状況である、みんなで取り組まないと厳しい、みんな頑張っているというメッセージ性のある非常に重要な内容というのは必ずしも共有されているとは言い難いと感じますので、こういうものに盛り込むみたいなことで問題提起を、我々だけというわけではありませんけれども、水産庁の皆様からも、あるいは民間企業からも上げていっていただけないかなと思うところです。

以上になります。

○岩下座長 ありがとうございました。

ただいまの有路専門委員のコメントとおっしゃいましたけれども、水産庁さんに対する 質問や御依頼事項が多々入っていたかと思いますが、水産庁さんから内容につきましてコ メントをいただければと思います。

○藤田部長 ありがとうございます。

まず、スケジュールの遅れでございますけれども、これは我々もすごく感じておりまして、出だしのときにコロナの感染症が広がりまして、なかなか現地へ赴くことができなかったというのが大きく響いております。

その後、有路専門委員はよく御存じだと思うのですけれども、相当海洋環境が変わっているものですから、既存のTAC魚種におきましても、今まではうまくいっていたところがちょっと前提条件が変わるということが起きまして、そういったものをどうやって資源管理に組み込むかみたいな議論が増えておりまして、そういった課題が相当出てきたということでございます。

我々も、そういった意味では進められるものというのが、マンパワーもそうですし、時間も限られておりますので、しっかり対象種を選んで、それにできるだけ集中して1つでも2つでも増やしていくというところに現在取り組んでおります。現時点では対馬暖流系群のウルメイワシとカタクチイワシについては何とか関係者がちょっとやってみようかなという形に来ましたので、それをてこに太平洋のほうにもということで、今、浜回りもしているということでございます。

それと、これからのTAC魚種で新しく対象になる方は、今までTAC対象種を獲っていたといいますか、沖合底引き網漁業や大中型まき網漁業だけではなくて、沿岸の方がいらっしゃるものですから、そういった方はTACそのものについての理解というのでしょうか、慣れといったものが少ないものですから、そこは丁寧に我々から説明をして、これはあくまでも要するに将来の漁業のためですよという話をしっかり打ち込んでいこうと思っております。ですから、最初はあまり急激にTACで採捕停止命令をしますみたいなことを振りかざさないでやろうということは考えさせていただいております。

〇山口部長 水産庁漁政部長の山口でございます。後半部分の御指摘につきまして回答いたします。

1つ、有路専門委員から法制度の厳格化という話がありました。こちらは水産流通適正 化法の対象範囲の拡大といったところが一つの大きな点になるのかなと思います。こちら につきましては、先ほど花岡さんからも御紹介がありましたけれども、昨年12月に施行い たしました。これは私も施行段階にも関わりましたけれども、非常に水産物の流通は、日 本の場合はいろいろな形態を取っておりますし、関係者が非常に多いという中で、限られ た魚種ではありますけれども、大変苦労いたしまして、市場関係者を含めて何度も何度も 市場に通って御理解をいただくという中でようやく施行にこぎつけたところでございます。

したがいまして、現在、我々としてはこれをうまく定着させていくと。私ども水産庁の中でも毎日証明書を書いているという状況にございまして、これの円滑な運用というのを進めていくというのがまず一つの我々の大きな課題だと思ってございます。

そうした中で、今後どういった魚種を対象にしていくのかということについては、緊急性、あるいは必要性、実現可能性というのをよくよく見ながら、おおむね2年程度を置いて見ていくのかなとは思っておりますけれども、ただ、先ほど御説明いたしましたように、

今回のクロマグロの問題は、我が国の国際的信頼性を揺るがす大きな問題だと思ってございますので、おおむね2年のところでという話ではありましたけれども、この問題を流通も含めてどう考えていくのかというところをまず我々としてはやりたいと思ってございます。そうした中で、さらに今後の実現可能性等も踏まえて考えていきたいと思ってございます。

それから、流通段階における啓蒙といいますか、エコラベルも含めてどのようにやっていくかということでございますが、我々も認証システムについての普及について各種説明会、いろいろなパンフレット等での説明等も行っております。この関連では、「さかなの日」というのを昨年制定させていただきました。毎月3から7というのは「さかなの日」ですよ、特に11月はこれに重点を置いてキャンペーンを打つ日だということで、各業界の方々にも御協力をいただきまして、このキャンペーンの中でもこの「さかなの日」と申しますのは、魚とサステナブルを結びつけて魚食を推進していこうという取組をしてございまして、サステナブルな魚、つまりIUU漁業ではない漁獲、あるいは安心・安全なもの、あるいはいろいろな環境に配慮した形で獲れるものも含めて、水産の生産の背景にあるものをいろいろな形で普及するような取組も行ってございます。私どもとしてはこういった取組をさらに進めていきたいと思ってございます。

- ○岩下座長 ありがとうございました。 有路専門委員、いかがでしょうか。
- ○有路専門委員 ありがとうございます。

今、藤田部長が言われたところというのは本当に実情としてこうだというところだとは思いますし、まさに私が御指摘させていただきたかった部分というのは、我々現場に近い人間からしても、ここ昨今、特に2年間の海洋環境の変化は非常に激しくて、恐らく従来型の資源管理のデータで見ても、環境容量そのものが大きく変動している中でどういうABCを定めるかというのはかなり難しいですし、Blimitをどうするかといっても、過去のデータからそもそも参照しないといけないので、直近の2年が全くよく分からない動きをしているみたいな中での科学性の取り方というのは大変なことだと思います。なので、そういう四苦八苦されているところはよく存じ上げておりますので、でも、どちらかというとそういうものも含んだ上でのクオリティーで実効力のある数値というものをつくっていくというところで、それをTACの中に入れてくというふうにしていただきたいなというところで、藤田部長の御説明は十分私にとっても理解できるものと思います。

先ほど山口部長が言われたところなのですけれども、一点、「さかなの日」の話というのも非常によい取組だなと思うのですけれども、追加してこれから取り組んでいただきたいなというところは、水産資源を守るというのは、逆に言うと水産資源が守られていなくて厳しい状況がそもそも存在しているというのはなかなか言いにくいことだと思いますし、やり方によっては何かのバッシングになるというリスクを常にはらんでいますので、水産庁としてそういうものを能動的に動くというのはやりにくい側面があるというのは重々理

解できるのですけれども、資源管理をしなければ守られない、そして資源管理のためには 消費者の協力が必要だというメッセージ性を出していくというのは、いろいろなものの中 に混ざってこれという感じではなくて、特出しして示していくようなPR活動をしてほしい なというところです。

ついでに、それは別に水産庁様だけという話ではなくて、業界人になりますけれども、 量販店や流通も含めて、皆同じ方向で取り組もうとしているというメッセージを出せるよ うな機会ができれば、効果的なのではないかなと思うところでございます。

どうも説明ありがとうございました。

○岩下座長 ありがとうございました。

それでは、挙手いただいておりますので、林専門委員から御発言をお願いします。

○林専門委員 御説明ありがとうございました。水産庁に2点質問したいと思います。

本日、イオン様、セブン&アイ様からも、「むしろしっかりとトレーサビリティ証明書が発行されるような形でなければ不正なものを流通させないというポリシーを民間で立てていても実現できない」というお話があったことを、水産庁様には重く受け止めていただきたいと思っております。その点で、このクロマグロ事件などについても原因分析を水産庁資料の中でもなさっていますが、結局のところ、水産庁資料2の7ページで紹介されているような太平洋で行われているタグ付による個体番号表示を、日本国内では義務づけていないことがこうした青森のクロマグロ事件の原因ではないかと思います。

そういった意味で、今後、日本でも、こうしたタグ付、個体番号表示を導入していく計画が、水産庁においてあるのか、導入する場合に何がハードルになって現在導入できていないのかという点を、まず実際の技術的な部分についてお伺いしたいというのが一点目の質問です。

それから質問の2点目ですが、対象魚種の拡大について、先ほど水産庁様から御説明がありました。現場の御苦労はよく分かります。しかしながら、そういったやり方でやっていたら、100年たっても一体幾つできるのか。その間に日本の水産業はどんどん衰退してしまうと思いますので、日本の水産業のためにも、また、日本の食料安保のためにも、ここは流適法でしっかりと対象魚種の拡大をやっていただきたいと思います。

特にスケジュールの遅れについて、コロナを理由にされていましたが、資料1の最後の7ページの右側のステークホルダー会合を見ても、令和5年5月30日以降、「今後開催」という記載がずらっと並んでいます。最終年度なのですけれども、今後どうするおつもりなのか。ちゃんと計画を立て直していただかないと「やるやる詐欺」になってしまうので、ここは是非立て直しをお願いしたいと思います。

そして、対象魚種の追加としては、当然ながら許可を持たない密漁者の問題を解決する ためにもクロマグロを追加すべきだというのはもちろんなのですけれども、庶民にとって はクロマグロやアワビより、むしろ漁業法の規制の中で資源管理されているTAC魚種のゴ マサバやマアジ、スケトウダラといったものを順次流適法の対象に拡大するべきではない かと考えています。その点について今後の法改正のお考えについてお伺いしたいと思いま す。

以上2点、よろしくお願いします。

- ○岩下座長 では、水産庁さん、御回答をお願いします。
- ○藤田部長 ありがとうございます。御指摘のように、我々もスケジュールの遅れという ものはよく認識をしてございます。

最初に、タグ付についての御指摘をいただきました。我々もタグ付をしたらどうかという議論があるのは承知してございます。実態だけ申し上げますと、大西洋のクロマグロにつきましては、要するに丸々の凍結した状態で日本の港に上がります。そのときに喉の奥にタグを付けているわけでございますけれども、太平洋のクロマグロはかなり流通が複雑でして、同じように豊洲まで丸のままでいくものもあれば、産地市場で解体されてしまうものもある。なおかつ、それが生鮮だということがありまして、同じように適用できる流通形態のものとそうでないものとがありそうだということですので、そういったものも含めまして、現在、どういう形であれば一番効果的にそういったことができるのかというのを検討しているということで、今の段階でこうできますというところまで言えないのは申し訳ないのですけれども、全体として検討中ということでございます。

TAC魚種拡大に係る全体の進捗とこのロードマップにつきましては、かなり発表したときに関係する漁業者の評判が悪うございました。要するに上から押しつけるのかという話で、ややもすると先延ばしみたいな議論が多いものですから、我々としては今の段階では、とにかくこの旗印というのは下ろさずに、できるだけ5年度中にできるところまでとにかくやるということで進めたいと思っておりますし、4月からはそういった意味ではかなり水産庁の資源管理に係る体制にも人を配置いたしまして、各地でステークホルダー会合や資源管理手法検討部会を開催するという準備を進めておりますので、まずはしっかり5年度中にどんどん会議をやって理解を求めていくということを進めたいと考えております。〇山口部長 それでは、漁政部長でございますが、後半の流適法の関係でございます。

対象魚種の拡大につきまして、魚種の追加ということでお話がございました。実はクロマグロ、あるいはほかの一般の国内で獲れる魚、漁業者さんが獲っているような魚を流適法に仮に適用するということにつきましては、1つ大きな論点がございます。と申しますのは、現在の水産流通適正化法の国内の規制に関しましては、ナマコ等の密漁というのが暴力団の資金源になっていたということもありまして、要は漁業者以外の方が獲っているものというのを念頭に置いた条文構造になってございます。

したがいまして、ナマコ等を適法に採捕する権限を持っている方に番号を付して、その番号を伝達する。つまり漁業者には番号が振られます。適法に採捕する権限を持っている漁業者さんには番号が振られることになります。これはどういうことかと言いますと、例えばクロマグロに関して言いますと、今回大間で起きている案件というのは、適法にクロマグロを採捕できる権限を持った漁業者さんが獲った漁獲物を法律に基づいてクロマグロ

を獲りましたよという報告をしないで流通をさせたというのが論点でございまして、水産 流通適正化法の今の法体系の中では、仮に単純にクロマグロを対象にしたとしても、これ はこの人が適正に獲って報告をしたものなのか、報告していないものなのかというのが区 別できる仕組みになっておりません。

したがいまして、私どもとしてはこのクロマグロの問題を解決して流通のところをどうしていくかというのを検討するに当たっては、この法制度をどうするかというのがまずーつの大きな論点としてあると思っていまして、我々はまずこの点を考えたいと思ってございます。つまり、一歩進んでいくためにこの点をどう考えていくかということだと考えてございます。

- ○岩下座長 林専門委員、いかがでしょうか。
- ○林専門委員 ありがとうございます。

いずれも検討はいただいていて、そういう視点を持っていないわけではないということは分かりましたけれども、一方、例えばタグ付の状況についても、遠洋漁業などでは一部やっているところもあるわけで、先ほどのような流通形態も含めて早期に導入するためには、いつまでにどのような検討をするということをちゃんと決めてPDCAを回して実現していただきたいと思いますし、そここそが皆様からの御要望のあった点の鍵になると思います。

また、法改正については、今、山口漁政部長さんからお話のあった点は非常に重要な点だと思いますけれども、資格者が違法に獲った無報告なものもIUUになりますので、その点も含めて法律の見直しをやっていただければと思います。

○岩下座長 私からも関連して、今のお話は大事な話だと思うのですが、先ほどセブン&アイさんやイオンさんから、消費者のためにも基本的に商店の店頭に並ぶ魚については、IUUによって採捕されたものではないという意味である程度コンプライアンスが徹底されているということが消費者のために必要なのではないか、ぜひそれを達成してほしいという御要望があったと思うのですけれども、いろいろ事情があるのはよく分かりましたし、大変なのだと思うのですけれども、今のスケジュールでいくと、そういうスーパーさんや、最終的には消費者の利益になることだと私は思いますし、それは日本の国際的な信用というのを高めることになると思いますが、それが達成される目標時期というか、見込みというのは何かあるのですか。それともそれは遠い先の話になってしまうのでしょうか。そこは水産庁さんがどんなスケジュールで考えているかということをぜひ本音で教えていただきたいのですが、いかがですか。

○山口部長 漁政部長でございます。

いろいろな物事が並行して動いておりますので、かつ、こういったお話は関係者もいろいるおられます。いろいろなところの調整をしながら我々も進めないといけないので、例えばこのクロマグロの案件はいついつまでに何をするというのを今の段階で我々がここで区切って進めると、逆に進むものも進まなくなるということもあると思っています。

ただ、我々はこれは喫緊に対応しなくてはいけない課題であると思ってもございますので、特にこれをあえて遅らせるというものではないと思っております。そういう中でしっかりと着実に進めていくということで御了解いただければと思います。この日までというのは、今の段階で申し上げるのはなかなか難しいと思います。

〇岩下座長 では、質問を続けたいと思います。青山専門委員、挙手いただきました。御 発言をお願いします。

○青山専門委員 新潟食料農業大学の青山です。

水産庁さんに、先ほどの岩下座長の御発言ととても重なってしまうところがあるのですが、花岡さんがおっしゃったIUUワーストランキング150分の12位というのがすごく衝撃的で、こうやって委員にさせていただいているので私も分かったのですが、ほとんどの消費者は気づかないと思うのです。魚を食べましょう、魚食文化を復活させましょうということは耳にたこなのですけれども、これだけ知らないで違法に獲られた魚を普通に食べているということは、消費者としては知っておくべきことですので、ぜひセブンさん、イオンさんが望まれているように、義務化、任意、それぞれあると思うのですけれども、何らかの形で法制化を御検討いただければと思います。

質問は、セブンさんとイオンさんにお聞きしたいのですが、MSC、ASCがなかなか認知が低いということなのですが、大学で学生に教えている立場から見ると、学生の一部はSDGsを当たり前のように意識しながら生活をしています。買い物のときにどんなことに気をつけるかと聞きましたところ、MSCのマークがある魚を買うようにしているという大変喜ばしい発言をした女子学生もおります。

ということで、何が言いたいかというと、水産庁がパンフレットを作って「さかなの日」だとおっしゃっているということなのですが、あれは万人に言ってもなかなか広まらないと思うのですよ。むしろ、ターゲットを決めて、この客層に訴えればエコラベルが響くのではないかということをイオンさん、セブンさんはお感じになっていらっしゃると思いますので、どの客層、どの年代、どういう志向の人たちがこういったことに関心があるかというのをせっかくの機会なので教えていただければと思います。お願いいたします。

○岩下座長 ありがとうございました。

では、セブン&アイさんとイオンさんそれぞれに御回答いただければと思います。まず、セブン&アイさん、お願いします。

○尾崎シニアオフィサー 御質問ありがとうございます。尾崎でございます。

どの年代とか、どういうターゲットにと言われても非常に難しいのですけれども、ちょっと画面を借りますが、これは実はもう5年ぐらい前なのですけれども、花岡さんも若干関わっていただいたのが、子供向けに「さかながいなくなっちゃうって!?」

(https://fishermanjapan.com/project/絵本) ということで、クラウドファンディング で販売したのですけれども、5,000 冊ぐらいですかね、あと、イベントをやっているとき に配ったりしています。

最近お会いしていないのですが、フィッシャーマン・ジャパンという宮城漁師がやっている団体と組んで取り組みました。これをやろうと思ったきっかけというのが、今まさに青山専門委員からもお話があったようないわゆるSDGs教育というのがどんどん出てきて、ここ2年ぐらいで小学校で必ずやるようになったのですが、3年ぐらい前の5年生ぐらいの教育から、授業で必ず入ってくるという状況になったというところがこの絵本を作ったところの背景にはありました。

確かに今は過渡期で、大学生の方や非常に若い方で興味を持たれている方がいっぱいいらっしゃるのは分かっているのが、このぐらいの年代には多分当たり前と思います。今の小学生にレジ袋をもらわないと言ったら、もうそんなのは当たり前じゃないと言われる世代なので、ターゲットとしてはこの子たちにやれば、将来的には絶対にこの子たちは大人になって我々の大事なお客様になる。

当然それだけでは足りないのですけれども、こういったところはターゲットと言われるとかなり下に下がってしまうのですけれども、一つあるのかなと思います。当然これは絵本なので、お母さんやお父さんが読めるようなレベルで作ったというところも正直あります。

それともう一つは、そうは言っても、先ほどから有路専門委員や弊社の資料にもありましたし、いろいろな方からもお話しが出ていますが、サステナブルな魚を買いましょうというPRを水産庁さんからいろいろやられていると思います。しかし、その前に、危機感というか、現状こういう状況で、先ほどのIUUの世界的なレベルの低さであるとか、実際に資源がこのままいってしまうとなくなって食べられなくなってしまうという事実をどう伝えるかというのは、我々小売にとっても非常にネガティブなので難しいのですけれども、そこがキーなのかなという気はちょっとしております。

私からは以上になります。

○岩下座長 ありがとうございました。

続きまして、イオンさん、いかがでしょうか。

○山本部長 私どもがMSCを初めて本格的に日本に導入してから、すでに17年たつのですよ。17年で認知度がまだまだと言われる状況というのは、MSCの場合は認証された魚種数が極めて少ないというのと、大半が輸入魚ということで、それと比較すれば、まだ年月は浅いのですけれども、養殖のほうは、ほぼほぼASCで賄える状態にはなっています。これは国内の養殖業者さんも、我々が認証取得をお願いしたこともあるのですが、輸出をターゲットにされているブリの業者さんなどASC認証を積極的に取っていただきました。

あとは、特に我々が先ほど説明しました人権問題が東南アジアで頻繁に起こったときに、 そういうものに関与していない原材料である裏づけの担保を取るために、MSCやASCの認証 のものに切り換えていきました。我々もサステナブルシーフードウィークなどいろいろな イベントで説明したのですが、今は、イオンのお店に来ていただいている方には、ある程 度認知されていると思っているのですね。すでに消費者に認知していただき選択してもら うという段階ではなくて、あくまでも安心・信頼の裏付けのないものはいっさい店の売場に持ち込まないためにどうするか、そのマークがあるにしてもないにしても、店に持ち込まないというレベルに近づいていますので、消費者が自ら店頭で選択してもらうというよりは、我々小売の義務としてそういうものを消費者に提供しないというスタンスです。そのためにも、認証制度等でカバーできない魚種については法律でカバーしていただきたい。

よく資源問題や環境問題のことが話題になりますが、今、我々がリスクとして抱えているのは、人権問題を代表とした社会的課題で、環境・資源問題よりも大きな比重を占めています。人権問題があったときには、内外のNGO等からプレッシャーを受けることもあります。

皆さん方もよく御存じのように、捕鯨問題のときにいろいろなプレッシャーを受け、不 買運動に拡大しそうになった際と同じような形で、人権問題に関しても、水産に限らず表 には出ていないまでも、発生している事実があります。そのような問題に関与した原材料 が流通過程に混ざらないように、我々としては止めていかないといけません。できるだけ 法律でのフィルターをかけられるものがあれば、かけていただきたい。我々が望むのは、 イオンの売場にある魚全でであり、鮮魚売場以外に加工食品や冷凍食品の中にエビなどが 入っていますね。そういうものに関しても全てフィルターをかけていただきたい。

国内が難しいのであれば、我々が一番そこで重要視しているのは輸入魚なので、輸入魚からでも実施していただきたい。ノルウェーであったり、アラスカだったり、そういうものと関係ない地域は関係ないとしても、東南アジアを中心とした人権問題等々があるところに関しては必ずフィルターをかけて、我々小売が防波堤になるのではなくて、もっと前でフィルターにかけていただきたいというのが我々の希望となります。

すみません、ちょっと質問と違う答えになってしまいました。

- ○青山専門委員 とんでもないです。質問以上のお答えをありがとうございました。 失礼します。
- ○岩下座長 ありがとうございました。青山専門委員、よろしいでしょうか。 それでは、次の質問に移りたいと思います。御手洗座長代理、お願いいたします。
- ○御手洗座長代理 御手洗です。よろしくお願いいたします。

まずは御説明をいただきまして、どうもありがとうございました。私からは主に水産庁 さんへの質問といいますか、コメントと依頼になります。

まず1点目、本日クロマグロのことが話題に挙がったかと思いますけれども、このクロマグロの管理については、遠洋漁業で漁獲しているマグロとのイコールフッティングの観点からも非常に重要かと思っております。先ほどもお話の中にありましたけれども、遠洋漁業の場合はグローバルスタンダードでの資源管理がされていますが、資源管理には当然それだけのコストがかかっています。

一方で、国内のクロマグロは、現状ではそれに及ぶ資源管理ができているわけではない。 例えば個体識別などもできているわけではない。そうすると、漁獲や流通にコストが変わ るわけですけれども、例えばイオンさんやセブン&アイさんもそうかと思いますけれども、 スーパーの店頭に並ぶときには同じマグロとして横並びになります。こうなると、一生懸 命グローバルスタンダードで真面目にコストをかけて資源管理をしている事業者のほうが ばかを見る、店頭で競り負けていってしまうということになりかねませんから、これはぜ ひ早急に取り組んでいただきたいと思っています。

2点目ですけれども、TAC魚種の拡大と流通規制をきちんと足並みそろえて進めるようにしていただきたい。

といいますのも、TAC魚種の拡大も既にスケジュールが遅れていることを懸念しているところではありますけれども、流通に関しても、IUU漁業で漁獲したものは流通させないようにしてほしいというのは小売の事業者様からも要望が上がっているところです。国内で漁業者さんにTACの網をかけていったところで、流通規制のほうに穴があると、結局そこでIUU漁業で獲られたものが外から入ってしまって、国内の漁業者さんの方が傷んでしまうということにもなりかねないかと思います。ですので、TAC魚種拡大に対して流通規制が後手に回らないように、先手先手で進めていただけたらと思います。

また、TAC魚種についてなのですけれども、魚種の拡大がスケジュールより遅れている理由として、コロナ禍のことや、特に近年急速に獲れなくなっている魚種などがあって、過去のデータ参照が難しくてなかなか資源評価がしにくいといった御説明があったかと思いますけれども、私はサンマが急速に獲れなくなってみんなが困っている町に住んでいるのですけれども、急速にデータが変わっているからなかなか資源評価が難しいといったことで様子見をしていると、魚はどんどん獲れなくなる一方で、みんなが困ってしまうかと思います。難しいのは重々承知の上で申し上げると、気候変動や、資源の枯渇などもあって急速に獲れなくなっている魚種こそ、迅速に対応すべきことだと思います。TAC魚種の拡大についても、令和5年度中にかなり進めていただけることと期待しておりますが、資源評価が難しいために時間がかかる、ではなくて、漁獲が減っているからこそ急ぐ、という姿勢でやっていただけたらと思います。

最後に、私は港町に住んでいるものですから、漁業者の友人も多くて話を聞くことがあるのですけれども、彼らが口をそろえて言うのは、販路開拓や高付加価値化、キャンペーンなど、水産庁さんは一生懸命応援してくださり、そういうこともいいのだけれども、そういうことは魚さえ獲れれば漁業者だって一生懸命やるよ、と。事業者だって、問屋だって、売るための努力はみんな一生懸命やる、こっちは商売だから死活問題としてそんなことは自分たちで工夫してできるのです、と。ただ、みんなが困っているのは魚が獲れないことで、それは資源管理が必要だと分かっていることであり、資源管理というのは漁業者が相談して自分たちだけでやるということではできないので、こここそ政府介入が必要で、一番やってほしいところだけれども、調整が難しいからかなかなかやってくれない、と。ただ、こここそ自分たちは行政に、水産庁にやってほしいのですよという声を度々聞きます。資源管理こそ、漁業者など民間の努力だけではできないのだということを再三言われ

ます。ぜひその点、気持ちを受け止めて、資源管理こそ政府しかできないことなのだとい うことでお取り組みいただけたらと思います。よろしくお願いします。

- ○岩下座長 ありがとうございました。 では、水産庁さん、3点ございましたが、コメントをお願いいたします。
- ○藤田部長 資源管理部長でございます。

たくさんの御指摘をいただきました。我々も御手洗座長代理がおっしゃったような御指摘を認識しているということでございますので、しっかり国内で資源管理努力をされている漁業者のほうが不利になるといったことにならないようにということでは、規制措置をどうするかというのは考えていきたいと思っております。

あと、先ほどちょっと申し上げたのは、単純に漁獲が減っているから資源管理措置が導入しにくいということではなくて、すごく変動して、今までは普通に毎年同じ量が割と入ってきていたものが急に入ってきていたり、急に獲れなくなっていたりみたいなことが生じているものですから、それで科学者も今までの手法をうまく利用して科学的根拠が出しにくくなっているというところがありますということを申し上げたので、実はそういったものも含めながら、極端に毎年毎年のTACで考えるのではなくて、2~3年のTACみたいなもので考えるといったものを漁獲の考え方として取れないかということを研究者の方にも一緒になってやっていただいているという形で、ちょっと時間はかかっていますけれども、進めさせていただいているということでございます。

あと、最後のところはちょっとお聞き取りがしにくかったのですけれども、実は我々は TACのロードマップのスケジュールをいろいろ説明すればするほど、実際に資源管理をやるのは漁業者なのだから、漁業者が理解しない限りできないのだという感じで抵抗を受けているというのが実情でして、御手洗座長代理の気仙沼の人のように行政が一生懸命やってくれるのだったらどんどんやりますよと言っていただける地域や漁業者の方が多いと、私の苦労も相当減るのですね。今日はそういった意味では心を強くしました。

それを受けましてヒントだなと思ったのは、今日御説明いただいたセブンさんやイオンさんのお話で、流通関係者が店頭に並べるものをしっかり資源管理されているものでそろえるのだという話が求められているのだということを、逆に言うと我々のほうもTACの導入の説明に使えるのかなということで、ちょっとヒントをいただいたなと思いました。

○山口部長 漁政部長でございます。

御手洗座長代理の2点目、TAC魚種と流通規制の足並みをそろえるという点は、非常に重要な指摘だと思います。かつ、今現在、日本で一番厳しい資源管理はクロマグロということになるのだと思いますけれども、まずはこの点を流通のほうでどういうふうにして規制をかけていく必要があるのか、どこまで何がやれるのかというのを喫緊の課題としてやらせていただきたいと思いますし、また、流適法の対象魚種につきましては、実現可能性というところも見ながら検討させていただきたいと思ってございます。

○御手洗座長代理 ありがとうございます。よろしくお願いします。

気仙沼の場合は遠洋漁業の事業者が多いものですから、資源管理をすると資源が回復するということを非常によく分かっている船主が多いのですね。

またそうした船主が遠洋漁業をやりながら沿岸などもやっていたりするので、その中で資源管理に対する理解度がほかの漁港に比べて高くなるということもあるのかもしれません。ですので、藤田さんのおっしゃるように、そういうところばかりではないので大変だ、ということは重々想像できるところではあります。けれども、やはり資源管理は水産庁さんにとって一番大きいテーマというか、資源管理をしなかったら日本の水産業は弱るばかりだなと思いますので、そこはひとつ心を強くして頑張っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○岩下座長 ありがとうございました。 では、小針専門委員、御発言をお願いします。

○小針専門委員 もう基本的には皆さんがおっしゃっていることで言い尽くされているかなと思うのですけれども、今のこの状況を踏まえると、そもそも違法で獲られたものは駄目であり、資源管理がなされているかなされていないかは、今の段階だと倫理に求められているところがより強く、しっかりしているのだけれどもそれが認証されていないものもあれば、認証されているものもあるというのが難しくさせている部分もあるので、その意味で言うと、資源管理をどこまで厳密にどんなことができるかというのはあると思うのですけれども、枠組みとしてしっかりこういうふうにやっていこうというものが見えている形になっていて、その通り運用されているという状況があると、より適切なものの割合が増えていって、それが選ばれるというか、悪いものが選ばれない形になっていく可能性が強いということもあると思うので、今のお話を伺って、現場で運用していくには大変な状況というのは承知しているのですけれども、そこも含めて実効性のある運用をスピードを速めて進めていただければと思います。

一方で、まずきちんとした形で獲られた魚であるかどうかということをチェックするのは漁場の現場であり、水産庁さんのメインの仕事だと思うのですけれども、その先の流通をどのように管理していくのかは、水産庁だけではなくて農水省の別の部署であったり、場合によっては経産省も含めていかなくてはいけないところだと思うので、現場でやるべきこと、その後、流通としてやるべきことという課題をきちんと整理した上で何に取り組んでいくのかを決めた方がよいと思います。今後、規制改革がフォローアップする上でも整理すべきと思いますので、その辺りは事務局、調整をよろしくお願いいたします。

- ○岩下座長 農水省さんから何かコメントを希望されますか、小針専門委員。
- ○小針専門委員 特段コメントは求めなくて大丈夫ですが、何かあったら、おっしゃって いただければと思います。
- ○岩下座長 農水省さん、何かただいまの小針専門委員のコメントに対していかがですか。 お願いします。
- ○山口部長 水産庁でございます。ありがとうございます。

漁獲の段階と流通の段階でいろいろ規制がかかっている、最初の漁獲の段階であれば漁業法でありますし、流通の段階であれば水産流通適正化法の部分が入ってくる、あるいはほかの市場関係のいろいろなものがあるということで、プレーヤーが違うというのはございますので、そういったものをそれぞれの部分においてどういう形で適正を保っていくのかという点はまさに御指摘のとおりだと思いますので、しっかり我々としてもよく分けて、もちろん通ずるものもありますし、分けて考えるべき部分もありますので、その点はしっかり考えていきたいと思います。

- ○岩下座長 ありがとうございました。
  - では、次の質問に移りたいと思います。林専門委員、お願いいたします。
- ○林専門委員 1点だけ追加で質問させてください。

先ほどクロマグロについて、大西洋で行われているようなタグ付による個体番号表示ができないかという質問に対して、日本の場合、流通が複雑で生鮮では困難であるという課題をお答えいただいたところではあるのですけれども、水産庁の資料2の7ページに大西洋クロマグロについての毎日の漁獲報告や漁獲証明書というものが紹介されています。ここまでいかないとしても、例えば、大西洋クロマグロの漁獲証明書の簡易版のようなもの、適法に漁獲された水産物と証明できるような、簡易的な原産地証明書を発行する制度を導入するといった検討を、資料1の最後に書かれている「再発防止や管理の強化」、これはクロマグロに限らないと思うのですけれども、そういった施策の中で導入していくということは御検討いただけないでしょうか。

- ○岩下座長 水産庁さん、お願いします。
- ○藤田部長 ありがとうございます。

今、林専門委員からいただきましたような、私どものお示しした資料の7ページにありますような形でできるだけ報告頻度を上げるとか、そういったものをやろうとしているのは、例えばこれは遠洋のマグロはえ縄漁船なのですが、近海のマグロはえ縄漁船につきましては生で近くで獲って揚げるものなのですけれども、そういったところでは似たようなことができないだろうかというのは、内々には検討させていただいております。

一方で、定置網やひき縄みたいな漁業種類だと、ちょっと同じようにはできないかなと。 毎日のようにすぐに港に帰ってきてしまうものですから、そういったところはちょっと違うので、制度として導入するときには我々もその辺りの平等性というか、実効性といったことはよくよく考えないと、一方的に厳しくなるところだけから文句を言われるみたいなことになってしまうので、そこはもう少し検討のお時間をいただいて、逆に言うと検討が進んだ段階で御報告させていただくほうがよろしいのではないかと思っております。

- ○岩下座長 林専門委員、いかがでしょうか。
- ○林専門委員 ありがとうございます。ぜひ検討結果を今後もお知らせいただきたいと思います。

米などの検査でも画像判断などもできていますし、いろいろ魚種が混ざっているという

ことであれば、水揚げ時の立ち会い点検などにそうした画像診断を使うとか、何らか今までの状態を一歩でもそういう技術を使って改善するようなことを御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

〇岩下座長 座長からなのですけれども、ただいまの議論も踏まえてちょっとだけコメントさせていただきたいと思うのですが、私は今日の議論を聞いていまして思い出したのは、水産庁の小松正之さんの件なのですよ。水産庁の方はよく御存じだと思いますけれども、たしか資源管理課長をされていたのですね。そのときにたしか例の捕鯨問題で世界を相手に渡り合ったということで私も大変応援していました。私は以前日銀の下関の支店長をやっていたものですから、そこは捕鯨の基地なものですから、よく捕鯨の関係者の方がいらっしゃって様々なイベント、国際会議等も行われておりましたので、そういうところによく出ておりました。

そのときの記録を改めて見てみますと、小松先生は大変日本のため、捕鯨のために動いていたと思うのですが、結果として今、日本では捕鯨は実質的にもうやめてしまったわけですね。IWCも脱退してしまって、最終的にいろいろ御苦労された割に、日本で鯨食文化が存続するということは残念ながらほとんどなくなっているというのが実態だと思います。

そういう意味では、苦労された実態は私もよく存じておりますが、最終的にあれはうま くいかなかった事例と考えざるを得ません。

先ほどイオンさんからIUUの問題について、IUU由来の水産物が国内で流通していることについて、海外のNPO、事業団体から強いクレームがあるというお話がありました。一歩間違うとこれは小松さんが戦ったIWCの案件に似たような話になりかねない。もともとマグロの漁業資源については似たような議論がたしかあったはずですし、資源の問題もそうです。それから、IUUの問題もそうですけれども、我々はある意味で国際的にとても弱い立場にありますので、水産庁さんがいろいろな関係先と調整するのは大変なのはよく分かるのですけれども、これは遅れるとより事態が深刻化しないでしょうか。

そうすると、例えば我々がかつて食べられていたものが食べられなくなってしまう。資源の枯渇もそうですし、そもそもそういう輸入自体ができなくなってしまうとか、そういうほかの国みたいな話も多分ありますけれども、そういう意味で大変消費者にとっても、あるいは流通事業者にとっても、もちろん生産者にとっても、このような事態を招きかねないので、そうなるよりは早めに手を打って、対策を講じて、国際的な非難を浴びないような体制を構築しておいたほうがよいという危機意識を水産庁さんに持っていただいたほうがいいのかなというのを、もう20年も前の話ですけれども、そういうことを思い出しまして感じたのですけれども、水産庁さんの中には小松さんと一緒にお働きになった方も大勢いらっしゃると思うので、そういう意味ではその経験を踏まえてこの問題にしっかり対応していこう、あるいはもっと迅速にやっていこうというお気持ちはないのでしょうかというのを質問させてください。

水産庁さん、お願いします。

○山口部長 漁政部長でございます。ありがとうございます。

鯨の問題はちょっと置いておきますが、いわゆるレピュテーションリスクというか、国際的にどのように我々が見られていて、あるいは生産者、消費者を含めてそういったものにさらされるという点は非常に我々としても重要なことだと思いますので、我々が時間をわざと遅らせて物事を進めていかないということはないようにしないといけないと思っていますし、そういった国際的にどのように見られるかという点を含めて我々も見ながら、できるだけ国内でのいろいろな物事を進めていくということについても、早め早めに進めていくということはまさにおっしゃるとおりだと思います。

○岩下座長 ありがとうございました。

ほかに御質問はございませんか。

外部から参加していただいたセブン&アイさんやイオンさん、あるいは花岡さんからも し何か追加であれば、御発言いただけますが、いかがでしょうか。

まず、花岡さん、お願いします。

○花岡代表取締役社長 機会をいただいてありがとうございます。

水産流通適正化法の対象魚種を広げるかどうかの議論の見直しを2年をめどにということで、めどにというところを強調されたかなと思うのですけれども、この具体的なタイムラインはどのように引かれているのか、もしまだ引かれていないならどのタイミングで引くタイムラインなのかということを教えていただけますでしょうか。水産庁様、お願いします。

- ○岩下座長 水産庁さん、お願いします。
- ○山口部長 漁政部長でございます。

まだ私どもはタイムラインをどのタイミングでというのは特に対外的に、あるいは我々としてもしっかりと引いているものではありません。ただ、昨年12月に施行しておりますので、2年後の令和7年といった時期に、ある程度次はこういったものというのがもしあれば、入ってくるタイミングが来るのかなとは思っておりますけれども、ただ、繰り返しになりますけれども、先ほどの国際的な手段という観点からも、まず私どもはクロマグロの話は非常に重要だと思っていまして、WCPFC、いわゆる国際会議において、今後、クロマグロの漁獲の増枠も取っていかなくてはいけないわけですけれども、日本の主張が信頼性を持って受け止められるかどうかに関わってくる非常に重要な問題だと思っていますので、まずはこれを急ぎたいということでありまして、今回、この件を御報告させていただきましたのは、まさにこれを進めるという意味において我々が強い決意を持って臨んでいるということをお示ししたかったという点もございます。

○花岡代表取締役社長 ありがとうございます。

対象魚種を広げないというオプションはないと水産庁もお考えなのだろうなと思っています。であれば、どういうタイミングでどういうタイムラインで広げていくのかというのは、タイムラインを引くということは少なくとも大事なのではないかなと思いました。

もう一つ、グローバルレピュテーションのこともおっしゃられていましたけれども、例えば私は今年の3月にパナマで開催されたアワーオーシャンコンファレンスというところにも行きましたけれども、ほかのアメリカ、EU、イギリス、カナダ、韓国という国や地域も、国がIUUアクション・アライアンスというプラットフォームをつくってどんどん次々と加盟しているのに、日本は全然そこに加盟する意欲を見せていないという部分でも、グローバルレピュテーションは、せっかく流適法をつくったのに全然世界にアピールされない、どうなっているのというところは、僕はそういうところによく行くので感じるところであります。IUUアクション・アライアンスへの参加も真剣に検討していただきたいです。参加することのリスクはない、むしろ参加しないことのリスクしかないと思います。

そういうグローバルレピュテーションのところも、RFMOだけではなくて、より広いところからの視点で見ていただければと思います。ありがとうございます。

○岩下座長 ありがとうございました。

続きまして、セブン&アイの馬渕様、お願いします。

○馬渕担当 セブン&アイの馬渕と申します。

せっかく機会をいただいたので、流通の担当者レベルのコメントとしてお話をさせてい ただければと思うのですけれども、私はセブン&アイの共通のPBのセブンプレミアムとい う商品の開発をやらせていただいております。食べたこともある方もいらっしゃるかと思 うのですけれども、グループのコンビニのセブン・イレブン等で売っている、例えばサバ の塩焼きや銀鮭の塩焼きなど、あの辺も実はこの4月からまた値上げをしてというところ で、なかなか消費者に見えないようにしようというところはあるのですけれども、確実に 魚が減ってきていて、魚が獲れないから値段を上げて何とか流通をつなぐようにしようと しているところがあります。本当にこのままだと、10年後、20年後に魚が食べられなくな る社会というのは現実的に近づいてきているというのを本当に日々感じるところですし、 そういう社会になればなるほど、我々流通の使命としてお店に、お客様にきちんと魚をお 届けするという使命があって、何とかして市場で漁ってきてでも商品を提供しようという 考え方にもともすると走りかねないような事態になってくるのではないかなと思うので、 そこは逆説的になってしまうのですけれども、しっかりと規制をするとか、何かしらの対 処をしていくことによってきちんと資源を確保していく、守っていくということをしてい かないと、本当に我々自身も商売がなくなってしまいます。そうすると生産者の皆さんも 獲れるものがなくなったら仕事もなくなるし、結局水産業というのは本当に一蓮托生だと 思っているので、誰が悪いという話ではなくて、みんなで何とかしなくてはいけないとい う危機感を持ってやっていかないといけないなというのを、水産の担当者レベルとしては 肌で感じているところです。

いろいろ意見が合わないところとか、合うところとか、いろいろな立場の方がいらっしゃるかと思うのですけれども、その中でも何とか50年後の自分の子供なども魚を食べられるような社会をつくることができるようにしていきたいなと思っていますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○岩下座長 ありがとうございました。

では、もう一人、イオンの山本さんに挙手いただきました。御発言をお願いいたします。 〇山本部長 消費者は魚の値段が高いと言い、漁師さんは収入が少ないと言う。人によれば小売がそういう利益を詐取しているのではないかということを言われる方もいるのですが、それは大きな誤解でして、水産の売場の営業利益は、かなり以前から営業赤字のマイナス利益で、全くもうかっていません。売上も減っていて赤字が増えているという部門なのですよ。それでも消費者のニーズのために販売している。

先ほど申し上げたように、我々の魚の仕入価格が上がっているにもかかわらず、漁師さんは全然高く買ってくれないと言っている、それで魚の値段も含めて解決する手段は、やはり物流やサプライチェーンのコスト構造の変革をきちんとしていかなくてはいけないということなのですよ。

今は安全・安心にかかるコストというのが非常に増えてきていて、例えばフードディフェンスなど、いろいろなところでコストがかかってきています。そういうコストの負担を少しでも減らしていただいたうえで、これからは流通過程のコストというのを気にしていただかなくてはいけない。先ほど有路専門委員も言われたとおり、安全・安心に関わるコストとか、自ら現地に行って監査・検査をしたりするコストを減らすために、そういうものが流通しないように法律のフィルターをかけていただかないと、どんどんこのコストというのは上がっていきます。特に来年度、2024年の物流問題が発生したときには、我々は急激にかなりの金額の物流コストが上がると試算をしていて、しかも、このままでは産地からの物流がつながらなくなるのではとも考えています。そんな安い魚をわざわざ遠くから運んでくるドライバーさんがいなくなる可能性もあるということです。

そのためにも、先ほど言いましたように、安全・安心にかかるコスト負担を少しでも減らすために、その部分は法律できちんと規制をして流通にのらないようフィルターをかけていただきたいというのが私ども流通の希望でございます。

○岩下座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、今日の議論を締めさせていただきたいと思いますが、議 論を終える前に、金丸構成員から一言お願いいたします。

○金丸構成員 ありがとうございます。

本日もすごく重要なテーマについて有意義な議論ができたと感じました。水産庁、民間 企業の皆様、ありがとうございました。

それでは、私から意見を述べさせていただきます。

我が国の漁業生産量が長期的な減少傾向にある中、国民に対して水産物の安定供給を行っていくためには、適切な資源管理を行い、水産資源の持続的な利用を確保することが極めて重要です。

資源管理の目標として、新たな資源管理の推進に向けたロードマップが策定され、TAC魚

種拡大に向けたスケジュールが示されましたが、作成するだけでは意味がないと思います。 目標が形骸化しないよう、目標達成に向けた取組を期待いたします。

また、マグロは日本人にとって最も親しみがあり、広く支持されている魚です。その中でも日本周辺で漁獲され、国際的な枠組みで資源管理が適切に行われ、資源が回復したと言われているのが太平洋クロマグロです。できない理由を列挙するのではなく、こうした成果を他の魚種に着実に広げていくことが重要だと思います。

一方で、本来好事例である太平洋クロマグロにおいて、今回、漁獲量未報告事件が報告されたことは、大変残念です。再発防止策を作成するなどの適切な対処を怠れば、日本の国際的な信用の失墜につながり、国際会議における発言力が弱くなることが懸念されます。これまで真面目に資源管理に取り組んできた方々の努力が水泡に帰すことがないように取り組んでいただきたいと思います。

また、今回御出席いただいた民間企業の皆様が取り組まれていることは、SDGsの観点から大変重要なことで、すばらしいと感じました。しかしながら、認証制度の取得に取り組んでいる企業の自助努力だけでは限界があることも、本日、御説明を承りました。社会全体で総コストを抑えながら、負担を分かち合うことが重要です。水産庁は、持続可能な調達原則や方針の実現に資する取組強化と資源管理の取組にかかる費用負担について、消費者を含めた関係者の理解が得られるような取組をお願いいたします。

最後に、デジタルの有効活用も引き続き積極的に推進してください。 以上です。ありがとうございました。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

では、最後に座長からのまとめのコメントをさせていただきます。

本日の議論を受け、水産庁さんには大きく4点お願いしたいと思います。

1点目、改正漁業法において資源管理はTACによる管理を行うことを基本とすることが 規定されていることを踏まえて、令和5年度までに漁獲量の8割をTAC魚種とする目標を 着実に達成するための取組をお願いします。

2点目、青森県大間産のクロマグロの漁獲量未報告事件と同様の事態が生じないよう、水産資源の管理の在り方について、現在実施している主要な港等の現場確認から判明した現状の主な問題点及び大西洋クロマグロの管理の在り方を踏まえながら、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理の強化等の取組の検討をお願いします。

3点目、民間企業では、IUU漁業由来の水産物を排除することや持続可能な調達の担保のため、持続可能な調達原則や方針を掲げ、認証制度を取得した商品を取り扱う等の自主的な取組を行っていますが、調達側の民間企業の取組だけでは困難があることが確認されました。こうした前向きな民間企業の置かれている実情を踏まえ、持続可能な調達の推進に向けた制度整備も含めた取組強化の検討をお願いします。

4点目、適切な漁業管理を進めていくためには、適切な価格転嫁も含めて関係者で必要

なコストを分担していくことが重要です。国民・消費者の意識醸成も含めた環境づくりに 向けて取組をお願いします。

本日お願いした事項については、ワーキング・グループ終了後、速やかに検討結果を事 務局まで御報告いただくようお願いいたします。

それでは、これで会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。